

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

|    |   |                      |            |  |                      |
|----|---|----------------------|------------|--|----------------------|
| 規則 | 福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則  | 五四                   | 福島県警察本部    | 〇平成二十二年福島県警察職員採用候補者選考予備試験を実施する件  | 五五                   |
| 告示 | 〇県営土地改良事業計画を変更した件<br>〇土地改良事業計画を変更すること<br>に同意した件<br>〇土地収用法により事業の認定をした件 | 五五<br>五五<br>五五<br>五五 | 福島県選挙管理委員会 | 〇政治団体設立の届出があった件<br>〇政治団体から届出事項の異動の届出があった件<br>〇政治団体でなくなった届出があった件<br>〇政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件 | 五五<br>五五<br>五五<br>五五 |

## 規 則

福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年十月十二日

福島県規則第五十七号

福島県財務規則の特例に関する規則

福島県財務規則の特例に関する規則(昭和三十九年福島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

福島県知事 佐藤雄平

目次中「第十六章 外来駐車場の使用料収入(第七十五条―第七十八条)」を「第十

六章 外来駐車場の使用料収入(第七十五条―第七十八条)

七章 県立高等学校の物品売払代金収入(第七十九条―第八十一条)」に改める。

第一条中「並びに外来駐車場」を「、外来駐車場」に改め、「同じ。」の使用料収入の下に「並びに県立高等学校の物品売払代金収入(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により収納事務を委託する場合に限る。以下同じ。)」を加える。

第七十七条中「(昭和二十二年政令第十六号)」を削る。  
第十六章の次に次の一章を加える。

第十七章 県立高等学校の物品売払代金収入

(納入の通知)

第七十九条 県立高等学校の物品売払代金収入に係る納入の通知は、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)により行うものとする。

(領収書の発行)

第八十条 受託者(地方自治法施行令第百五十八条第一項の規定により、県立高等学校の物品売払代金収入に係る収納事務の委託を受けた者をいう。以下この章において同じ。)は、現金を収納したときは、納入者に対し領収書(第十六号様式)を交付しなければならぬ。

(現金の指定金融機関等への払込み等についての準用)

第八十一条 第二十七条及び第四十六条第一項(同項ただし書を除く。)の規定は、県立高等学校の物品売払代金収入に係る現金の指定金融機関等への払込み及び指定金融機関等の手続について準用する。この場合において、第二十七条中「現金又は証券」とあるのは「現金」と、第四十六条第一項中「現金又は証券」とあるのは「現金」と、「その日のうちに」とあるのは「収納した日の属する月(以下この項において「収納月」という。)の初日から十五日までの分にあつてはその分を取りまとめて当該収納月の十六日から四取引日を経過した最初の取引日まで」に、収納月の十六日から末日までの分にあつてはその分を取りまとめて当該収納月の翌月の初日から四取引日を経過した最初の取引日まで」と読み替えるものとする。

第十五号様式の次に次の一様式を加える。

第16号様式(第80条関係)

| 納入者 | 納入の内容 | 金額 |
|-----|-------|----|
|     |       | 円  |

領収年月日

上記のとおり領収しました。

福島県立高等学校の物品売払代金収入収納事務受託者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(入札監理課)

告 示

福島県告示第六百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大野第一地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十二年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年十月十三日から  
同 年十一月一日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大槻地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十二年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年十月十三日から  
同 年十一月一日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

田村市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、田村市が小滝沢地区基盤整備促進事業（農道）に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十二年九月二十九日同意した。  
平成二十二年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第六百三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。  
平成二十二年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 起業者の名称

社会福祉法人恩賜財団済生会

二 事業の種類

複合型介護施設（仮称）介護施設なでしこ川俣施設整備事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

収用の部分 福島県伊達郡川俣町字五百田地内

使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

複合型介護施設（仮称）介護施設なでしこ川俣施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十三号に掲げる社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業及び法第三条第二十四号に掲げる医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、本件事業の施行について理事会の承認を受けていることから、事業を施行する意思を有すると認められる。

また、起業者は、昭和二十六年八月二十二日付け厚生省告示第百六十七号において公的医療機関の開設者に指定されていること、福島県内をはじめ全国各地において医療機関や介護施設の運営実績があること及び川俣町から本件事業に係る補助金交付の内示を受けていることから、事業を施行する能力を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

川俣町は、平成二十二年四月一日現在、高齢化率が三十一・六パーセントと、福島県平均の二十四・九パーセントと比較して非常に高く、高齢者夫婦世帯や高齢者単独世帯の増加も見受けられることから、家庭における介護力の低下が懸念される状況である。

川俣町内には既に複数の介護施設が整備されているが、平成二十二年四月一日現在、介護老人福祉施設の入所待機者が九十名発生しており、今後、要介護者及び要支援者の増加も見込まれていることから、早急な施設整備が望まれている。

また、川俣町では、川俣町高齢者保健福祉計画・第四期介護保険事業計画において、介護老人保健施設の増設を見込んでおり、起業者に対し、長寿社会に対応した医療と介護の連携する一体的な施設整備の要望を行っている。

本件事業は、地域密着型小規模介護老人福祉施設、医療機関併設型小規模介護老人保健施設、短期入所生活介護用施設及び診療所（以下「本施設」という。）を総合的に整備する事業である。

本件事業の施行により、介護老人福祉施設の入所待機者の減少が期待できるだけでなく、本施設を機軸として介護サービスや在宅医療の充実に図ることができ

る。したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

起業者が、希少野生生物の生息及び生育の情報について福島県生活環境部環境共生総室自然保護課（以下「自然保護課」という。）に照会したところ、起業地周辺において「ハイタカ」が生息しているとの情報提供があった。

このため、起業者としては、自然保護課の意見に基づき、高木の伐採を最小限に抑えながら工事を行うこととしている。

(三) 事業計画の合理性

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。起業地の選定にあたっては、川俣町内の二つの候補地について比較検討が行われており、経済的、社会的観点から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的

であると認められる。また、事業計画における各施設の規模や配置等についても適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、川俣町では、平成二十二年四月一日現在、介護老人福祉施設の入所待機者が九十名発生しており、今後、要介護者及び要支援者の増加も見込まれていることから、早急な施設整備が望まれている。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、起業地は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。起業地を表示する図面の長期縦覧の場所  
川俣町役場保健福祉課  
(土木総務課用地室)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第61号

平成22年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を次のとおり実施します。

平成22年10月12日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 試験を実施する職種及び採用予定人員
- 少年警察補導員 2名程度
- 2 試験期日及び試験地
- (1) 試験期日 (第1次試験) 平成22年11月13日 (土)
- (2) 試験地 福島県警察学校 (福島市蓬萊町一丁目1番1号)
- 3 申込受付期間

平成22年10月12日 (火) から同年11月5日 (金) まで (郵便による申込みは、同年

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

平成二十二年十月十二日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

その他の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地            | 届出年月日           |
|------------------|--------|----------|-----------------------|-----------------|
| 石川義和後援会          | 石川 義和  | 寺田 宏     | 郡山市台新二丁目四一<br>一一      | 平成二十二年<br>八月三日  |
| 小林一郎後援会          | 松野 功   | 遠藤 国義    | 南相馬市原町区上渋佐<br>字前屋敷一三八 | 平成二十二年<br>九月一日  |
| 小林正幸後援会          | 渡辺 誠一  | 佐藤 宏     | 南相馬市小高区大井字<br>松崎一五〇   | 平成二十二年<br>九月七日  |
| 白土正一後援会          | 坂本 勝利  | 井出 俊夫    | 双葉郡富岡町字夜の森<br>南五丁目一一  | 平成二十二年<br>九月七日  |
| 田中京子後援会          | 須江 恵子  | 斉藤 佳子    | 南相馬市原町区江井字<br>大代五五    | 平成二十二年<br>八月二六日 |
| 福島県政・相馬<br>本部・男塾 | 桑折 広克  | 桑折 広克    | 相馬市蒲庭字館前一五<br>一       | 平成二十二年<br>九月二二日 |

11月5日（金）までの通信日付印のあるものに限りの受け付けます。）

4 受付窓口及び問い合わせ先  
郵便番号960-8686 福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部警務課  
電話024-522-2151 内線2626

（警務課）

福島県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成二十二年十月十二日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

一 政党の支部

| 政治団体の名称      | 異動事項 | 内容   |        | 届出年月日           |
|--------------|------|------|--------|-----------------|
|              |      | 新    | 旧      |                 |
| 民主党福島県総支部連合会 | 代表者  | 吉田 泉 | 玄葉 光一郎 | 平成二十二年八<br>月二五日 |

二 その他の政治団体

| 政治団体の名称             | 異動事項   | 内容                                 |                           | 届出年月日           |
|---------------------|--------|------------------------------------|---------------------------|-----------------|
|                     |        | 新                                  | 旧                         |                 |
| 小野慎司後援会             | 事務所所在地 | 会津若松市東<br>栄町四一七<br>ニューパーク<br>ハイツ1F | 会津若松市北<br>青木二一五九          | 平成二十二年八<br>月二五日 |
| 小野敏文後援会             | 代表者    | 小野 政衛                              | 鈴木 四郎                     | 平成二十二年九<br>月二二日 |
| すとう一夫後援会            | 事務所所在地 | 石川郡浅川町<br>大字浅川字本<br>町八四一二          | 石川郡浅川町<br>大字浅川字大<br>明塚一一八 | 平成二十二年七<br>月二九日 |
| 全国小売酒販政治<br>連盟福島県支部 | 会計責任者  | 鈴木 克己                              | 折笠 修                      | 平成二十二年九<br>月二二日 |
| 福島県税理士政治            | 代表者    | 片桐 仁志                              | 佐藤 万之輔                    | 平成二十二年九         |

連盟喜多方支部

|         |       |                |       |        |                          |                             |     |
|---------|-------|----------------|-------|--------|--------------------------|-----------------------------|-----|
| 藤田利春後援会 |       | 福島県税理士政治連盟相馬支部 |       | 事務所所在地 | 喜多方市字稲荷宮九一二              | 喜多方市字北町二九〇〇                 | 月六日 |
| 代表者     | 大越 進  | 代表者            | 佐藤 達雄 | 代表者    | 海老沼 四郎                   | 平成一二年八月六日                   |     |
| 会計責任者   | 小室 一朗 | 会計責任者          | 成田 英之 | 事務所所在地 | 相馬市沖ノ内一丁目一一一六佐藤達雄税理士事務所内 | 南相馬市鹿島区小池字原畑一一一海老沼四郎税理士事務所内 |     |
|         | 高原 清人 |                | 平間 武義 |        | 長田 寛之                    | 平成二二年九月一日                   |     |

福島県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成二十二年十月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

その他の政治団体

|               |               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 政治団体の名称       | 男塾            | 解散            | 平成二二年九月一三日    |
| 政治団体でなくなった理由  | 政治団体でなくなった理由  | 政治団体でなくなった理由  | 政治団体でなくなった理由  |
| 政治団体でなくなった年月日 | 政治団体でなくなった年月日 | 政治団体でなくなった年月日 | 政治団体でなくなった年月日 |
| 芳志会           | 同             | 同             | 平成二二年六月一六日    |
| 佐藤勉後援会        | 同             | 同             | 平成二二年八月三〇日    |

福島県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次

のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十二年十月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

|        |       |       |       |           |     |      |       |       |   |   |    |
|--------|-------|-------|-------|-----------|-----|------|-------|-------|---|---|----|
| 届出者の氏名 | 渡辺 敬夫 | 公職の種類 | いわき市長 | 資金管理団体の名称 | 敬人会 | 異動事項 | 公職の種類 | いわき市長 | 新 | 旧 | 内容 |
|        |       |       |       |           |     |      |       |       |   |   |    |